

諮問番号：平成29年（処分）諮問第6号

答申番号：平成29年答申第7号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人A（以下「審査請求人」という。）が提起した処分庁西宮市長（以下「処分庁」という。）による保育所の利用を保留とする利用調整（支給認定証番号〇〇〇〇）についての平成29年3月6日付け審査請求を棄却することが適当であるという審査庁西宮市長（以下「審査庁」という。）の意見は、妥当である。

### 第2 事実の経過

- 1 平成28年10月24日、審査請求人及び審査請求外B（以下両名を総称する場合は「審査請求人ら」という。）は、処分庁に対し、家庭状況調査書を提出して審査請求人の子について、平成29年4月からの保育所の転所申込みを行った。

審査請求人の子は、平成〇年〇月〇日生まれで、平成28年度は〇〇〇〇の〇歳児クラスに入所していたが、平成29年4月1日からの転所を希望しており、転所希望施設は、第1希望は〇〇〇〇、第2希望は〇〇〇〇であった。

- 2 平成29年2月10日、処分庁は、審査請求人らに対し、審査請求人の子について、審査請求人らから申込みのあった保育所の利用を保留とする利用調整（支給認定証番号〇〇〇〇。以下「本件処分」という。）をした。

本件処分の理由は、「希望保育所の入所定員を超えるため」となっていた。

- 3 平成29年3月6日、審査請求人は、西宮市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

なお、審査請求人の子は、平成29年4月以降も〇〇〇〇を利用している。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、概ね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

##### (1) 主張1

短時間勤務にも関わらず、フルタイムで勤務証明書を提出し、入所している家庭があり、入所承諾された児童との間で不平等が生じている。（平成28年4月入所の〇〇〇〇歳児の男児など。調査するべきである。）

##### (2) 主張2

育休後の復帰の際はフルタイムで勤務証明書を提出しても良いのに関わらず、

小規模保育所からの転園の際にはフルタイムの時間で記入できないのは、初めから保育所に入所できた家庭と不平等である。

(3) 主張3

入所不承諾としているにも関わらず、申込児童について「適切な保護」すらしようとしていない。(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項ただし書違反)

審査請求人は土曜保育が必要な職種であり、土曜保育をしていない幼稚園などは3歳児以降通えないため、どうしても保育所に入る必要がある。

(4) まとめ

よって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁の主張

審査庁は、概ね次のとおり主張し、本件審査請求を棄却することが適当であるとしている。

- (1) 本件処分は、児童福祉法第24条に違反するとはいえ、また、土曜日が勤務曜日になっているため土曜保育を実施している保育所に入る必要があるとの主張については、児童福祉法において、利用調整にあたって他の事情よりも優先して保護者の勤務曜日を考慮すべき旨の規定は見あたらず、また、利用調整基準には保護者の勤務曜日を指数として反映する旨の規定がないことからすれば、主張3には理由がない。
- (2) 短時間勤務にもかかわらず、フルタイムの勤務であるとして勤務証明書を提出し、子を入所させた者がいるとの主張については、仮に同人に対する保育の利用の取消しにより審査請求人が利用を希望する保育所の利用定員に空きができたとしても、保育所への入所については利用調整が行われるから、必ずしも審査請求人の子が当該保育所を利用できるとは限らず、上記事実があったとしても、本件処分それ自体が違法又は不当になることはなく、主張1は、本件処分を取り消す理由とはなり得ない。
- (3) 「育休後の復帰の際はフルタイムで勤務証明書を提出しても良いのに関わらず、小規模保育所からの転園の際にはフルタイムの時間で記入できないのは、初めから保育所に入所できた家庭と不平等である」との主張については、ホームページで公開されている勤務証明書の記載例には「育児短時間勤務を取得される場合は、育児短時間勤務の時間で記入してください。」と明記されており、処分庁において、勤務証明書への勤務時間の記載について、育休後の復帰の際と小規模保育所からの転園の際の取扱いに差を設けている事実は認められず、主張2には理由がない。
- (4) よって、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により棄却することが適当である。

#### 第4 審理員意見書の要旨

##### 1 審理員意見の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

##### 2 理由

###### (1) 本件処分が児童福祉法第24条に違反するか否か（主張3）について

ア 審査請求人が引用する児童福祉法第24条第1項の「適切な保護」という文言は、平成27年4月1日改正前のものであることから、現行の児童福祉法第24条の規定に基づき、本件処分が同条に違反するか否かを検討する。

イ 児童福祉法第24条第1項の規定の趣旨からいえば、処分庁には保育を必要とする児童等に対し、保育所による保育をしなければならない義務があるといえる。

一方で、児童福祉法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する同法第24条第3項においては、利用調整に関する規定が置かれ、同項の規定を受けて通知された「児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて」

(平成27年2月3日付府政共生第98号・雇児発0203第3号)の中で、「利用者ごとに保育の必要度について指数（優先順位）づけを行う」、「施設・事業所ごとに申請者の指数が高い方から順に利用をあっせんする」などと規定されており、利用希望者が保育所の利用定員を上回る場合における優先利用について、客観的に妥当性のある行為として示されていることからすれば、保育の必要性は認められるとしても、結果として保育所を利用できない状況が生じる可能性も想定されているといえる。

ウ 本件処分についてみると、平成29年4月から審査請求人が利用を希望した保育所は、第1希望の〇〇〇〇の〇歳児クラスについては、既に最大入所可能人数まで入所している状況のため空きがなかったこと、第2希望の〇〇〇〇の〇歳児クラスについては、利用希望者が最大利用可能人数を超えたため、指数づけを行ったところ、審査請求人らの指数が最下位で入所が内定した者の指数よりも低かったことから、「希望保育所の入所定員を超えるため」を理由として、処分庁が上記保育所の利用を保留とした利用調整を行ったことが認められる。

エ 以上の点から、審査請求人の子について、審査請求人が利用を希望した保育所の利用を保留とした本件処分は、当該保育所の利用希望者が最大利用可能人数を超えていることを前提として行われた利用調整であって、やむを得ないものであり、また、本件処分は、処分庁が審査基準として定めた利用調整基準に基づき適正になされているから、本件処分が児童福祉法第24条に違反するとはいえない。

オ なお、審査請求人は、審査請求人らについて、土曜日が勤務曜日になってお

り、そのことからどうしても土曜保育を実施している保育所に入る必要がある、と主張するが、児童福祉法において、利用調整にあたって他の事情よりも優先して保護者の勤務曜日を考慮すべき旨の規定は見あたらず、また、利用調整基準には保護者の勤務曜日を指数として反映する旨の規定がないことからすれば、これを考慮すべきとする審査請求人の主張には理由がない。

(2) 主張1について

審査請求人は、「短時間勤務にも関わらず、フルタイムで勤務証明書を提出し、入所している家庭があり、入所承諾された児童との間で不平等が生じている」と主張する。

確かに、短時間勤務にもかかわらず、フルタイムの勤務であるとして勤務証明書を提出し、子を入所させた者がいる事実が判明すれば、処分庁が同人について保育の利用を取り消す場合もあり得ると考えられる。

しかし、仮に第三者に対する保育の利用の取消しにより審査請求人が利用を希望する保育所の利用定員に空きができたとしても、保育所への入所については利用調整が行われるから、必ずしも審査請求人の子が当該保育所を利用できるとは限らず、上記事実があったとしても、本件処分それ自体が違法又は不当になることはない。

よって、審査請求人の上記主張は、本件処分を取り消す理由とはなり得ない。

(3) 主張2について

審査請求人は、「育休後の復帰の際はフルタイムで勤務証明書を提出しても良いのに関わらず、小規模保育所からの転園の際にはフルタイムの時間で記入できないのは、初めから保育所に入所できた家庭と不平等である」と主張する。

しかしながら、ホームページで公開されている勤務証明書の記載例には「育児短時間勤務を取得される場合は、育児短時間勤務の時間で記入してください。」と明記されており、処分庁において、勤務証明書への勤務時間の記載について、育休後の復帰の際と小規模保育所からの転園の際の取扱いに差を設けている事実は認められない。

よって、審査請求人の上記主張には理由がない。

(4) 上記以外の違法性又は不当性等についての検討

本件処分には、他に違法又は不当な点は認められない。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件処分が児童福祉法第24条に違反するか否か（主張3）について

(1) 本件処分について、児童福祉法第24条第1項の規定の趣旨から、処分庁には保育を必要とする児童等に対し、保育所による保育をしなければならない義務があるといえるが、一方で、同法に利用調整に関する規定が置かれていることから、

保育の必要性は認められるとしても、結果として保育所を利用できない状況が生じることも想定されていることが認められる。

- (2) 本件処分についてみると、平成29年4月から審査請求人が利用を希望した保育所は、第1希望の〇〇〇〇の〇歳児クラスについては、既に最大入所可能人数まで入所している状況のため空きがなかったこと、第2希望の〇〇〇〇の〇歳児クラスについては、利用希望者が最大利用可能人数を超えたため、指数づけを行ったところ、審査請求人らの指数が最下位で入所が内定した者の指数よりも低かったことから、「希望保育所の入所定員を超えるため」を理由として、処分庁が上記保育所の利用を保留とした利用調整を行ったことが認められる。
- (3) 以上の点から、審査請求人の子について、審査請求人が利用を希望した保育所の利用を保留とした本件処分は、当該保育所の利用希望者が最大利用可能人数を超えていることを前提として行われた利用調整であって、やむを得ないものであり、また、本件処分は、処分庁が審査基準として定めた利用調整基準に基づき適正になされているから、本件処分は、審理員意見書のとおり、児童福祉法第24条に違反するとはいえない。
- (4) なお、審査請求人らは土曜日が勤務曜日になっており、そのことからどうしても土曜保育を実施している保育所に入る必要があるとの審査請求人の主張について、児童福祉法において、利用調整にあたって他の事情よりも優先して保護者の勤務曜日を考慮すべき旨の規定は見あたらず、また、利用調整基準には保護者の勤務曜日を指数として反映する旨の規定がないことからすれば、これを考慮すべきとする審査請求人の主張には理由がないとした審理員の判断は相当であると認められる。

## 2 主張1について

審査請求人は、「短時間勤務にも関わらず、フルタイムで勤務証明書を提出し、入所している家庭があり、入所承諾された児童との間で不平等が生じている」と主張する。

この虚偽申告の有無につき、処分庁は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第22条及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第9条の規定に基づき、保育の必要性に係る事由に引き続き該当していることや利用者負担の切替えの要否を確認する観点から、1年に1回保護者から現況届を提出させ、当該現況届の勤務証明書で勤務時間を確認・調査しているが、審査請求人が主張するような虚偽申告ないし不平等の発生は現認できておらず、また、当該事実があることを証する具体的な資料の提出もなされていない。

よって、審査請求人が主張するような短時間勤務にもかかわらず、フルタイムの勤務であるとして勤務証明書を提出し、子を入所させた者がいる事実があると認定することはできない。

また、確かに、当該事実があることが判明すれば、処分庁が同人について保育の利

用を取り消す場合もあり得ると考えられるが、仮に第三者に対する保育の利用の取消しにより審査請求人が利用を希望する保育所の利用定員に空きができたとしても、保育所への入所についてさらに利用調整が行われるから、必ずしも審査請求人の子が当該保育所を自動的ないし無条件に利用できるという関係には立たず、上記事実があったとしても、必然的に本件処分それ自体が違法又は不当になることはない。

よって、審査請求人の上記主張は、審理員意見書のとおり、本件処分を取り消す理由とはなり得ないと認められる。

### 3 主張2について

審査請求人は、「育休後の復帰の際はフルタイムで勤務証明書を提出しても良いのに関わらず、小規模保育所からの転園の際にはフルタイムの時間で記入できないのは、初めから保育所に入所できた家庭と不平等である」と主張する。

この点の主張は、育休後の復帰の際に虚偽申告を行っている者がいるという事実を前提にしているものと思われるが、ホームページで公開されている勤務証明書の記載例には「育児短時間勤務を取得される場合は、育児短時間勤務の時間で記入してください。」と実際の勤務時間を記入するように明記されており、そのような虚偽申告が存在すると認定する証拠は存しないし、処分庁において、勤務証明書への勤務時間の記載について、育休後の復帰の際と小規模保育所からの転園の際の勤務証明書の記入について取扱いに差を設けている事実も認められない。

よって、審理員意見書のとおり、審査請求人の上記主張には理由がないと認められる。

### 4 上記以外の違法性又は不当性等についての検討

本件処分には、他に違法又は不当な点は認められない。

### 5 まとめ

よって、本件処分に何ら違法又は不当な点は存在しないため、本件審査請求を棄却することが適当であるという審査庁の意見は妥当であると判断する。

## 第6 結論

以上の理由により、本審査会は「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、審査の経過は次のとおりである。

年 月 日	審 査 会	経 過
平成29年8月7日	—	諮問書を受理

平成29年9月4日	第12回審査会	諮問内容の検討及び答申に向けての協議
平成29年9月28日	第13回審査会	諮問内容の検討及び答申に向けての協議
平成29年11月1日	第14回審査会	諮問内容の検討及び答申案の審議
平成29年12月1日	—	答 申

西宮市行政不服審査会

会長 藤 本 久 俊  
 委員 近 藤 剛 史  
 委員 前 田 雅 子